

長野県白馬高等学校 飲酒運転防止に係る取組みについて

趣 旨

飲酒運転防止のために、校内ルールを策定し、その徹底を図る。

また、校内ルールを遵守するための対策を行うとともに、対象以外の酒席についても、同様の対応ができる職場環境を醸成する。

校内ルール

1 対象となる酒席

- (1) 学校全体（歓迎会、忘年会、送別会）の酒席
- (2) 学年会や教科会等、本校職員が企画・参加する酒席
- (3) 上記(1)(2)の酒席で、勤務場所（学校）から直接酒席会場に向かうもの

2 酒席に先立って

- (1) 酒席会場には、原則として自家用車では参加しない。
- (2) 運転代行での帰宅予定者については、飲酒前に運転代行を予約する。
- (3) 運転代行での帰宅予定者については、2次会以降の参加を認めない。

※ 飲酒の習慣がない教職員（体質的に飲酒できない等）は上記の限りではない。

3 酒席に際して

- (1) 開会に先立ち実施
 - ・ 上記1(1)については管理職が、上記1(2)については幹事等が、【別紙】に基づき「酒席調査」を実施し、参加者全員の移動手段を把握する。
 - ・ 自家用車で会場に来ている者については、その者について飲酒の有無、帰宅方法について確認する。
 - ・ 飲酒しない参加者について、幹事等が参加者全員にその旨を周知する。
 - ・ 運転代行での帰宅予定者については、その予約状況を確認する。
- (2) 酒席終了時に実施
 - ・ 管理職、幹事等は帰宅方法について、改めて全員に確認をする。
 - ・ 運転代行での帰宅予定者については、代行車への乗車を駐車場等で確認する。

平成31年3月20日より実施